

# バイデン家族計画から考えるわが国の税制

## —給付付き税額控除を中心に

日本産婦人科医会記者懇談会資料

2021年6月9日

東京財団政策研究所研究主幹 森信茂樹

## ポストコロナの社会思想と課題

- 1) 政府の役割への「期待」と「ポピュリズム」  
パンデミックは、個人・事業者も、既存のセーフティーネットでは対応しきれないリスク。  
市場原理主義の後退、  
➔政府に対して「新たなセーフティーネット」の期待。ベーシックインカム、(財源なき) 大きな政府、MMT
- 2) 世界的に拡大する「格差」「分断」  
➔資産・所得格差是正のための税制改革  
バイデン大統領は、超富裕層に対する金融所得への課税強化、  
背景には勤労所得と金融・資本所得の課税のあり方(二元的所得税)の見直し  
欧州では国際的資産課税(ピケティなど)  
➔中間層の再構築 米国バイデン大統領は「給付付き税額控除」(税と社会保障の一体化)の強化
- 3) 大規模財政政策のもたらすインフレ懸念と財政赤字の拡大
- 4) デジタルガバメントの構築と監視資本主義への懸念  
➔デジタル改革法の成立、デジタル庁の設立、マイナンバーの機能拡充、プッシュ型給付・サービスの一方で監視資本主義への懸念・個人情報保護の動き

## 新たなセーフティーネットと課題－「迅速」で「公平」な給付

- 今回のコロナ給付では、特別定額給付金や持続化給付金などにおいて、「迅速」で「公平」な給付が問題となった。欧米では、申請後2-3週間、プッシュ型の給付も行われた。

### 1) 「迅速」な給付のためには

「事業者や勤労者の収入・所得情報を迅速に把握するインフラ・情報連携制度」

2024年度からの消費税インボイスの活用 (e-インボイス)

参考になるのは英国などのリアルタイム情報制度、プラットフォームの役割

### 2) 「公平」な給付の実現のためには

「正確な収入・所得情報を給付に結びつける制度の構築」

参考になるのは欧米の給付付き税額控除、とりわけバイデンの勤労税額控除と児童税額控除

### 3) 制度を運営していくための社会インフラとしての「マイナンバー制度」

個人・政府・民間事業者をつなぐマイナポータルの活用。ギグ・エコノミーの拡大とデジタル・セーフティーネットの構築。5月に成立した「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」(デジタル改革関連法)の活用。プッシュ型給付が可能に。

## アメリカ家族プランの概要

	分類	項目	億ドル(10年)
歳出	子育て支援	チャイルドケア、子育て・介護有給休暇	4500
		幼児教育無償化、給食	2451
		児童税額控除の拡張・恒久化(税)	5537
	低所得者	勤労税額控除の恒久化(税)	1249
	高等教育	短大無償化、給付型奨学金他	3069
	医療	オバマケア保険料控除恒久化(税)	1998
	タックスギャップ	IRS執行予算の増額	800
		<b>合計</b>	<b>19604</b>
歳入	富裕層課税	金融所得課税：キャピタルゲイン(100万ドル)、3.8%純投資所得税(40万ドル)	7812
		最高税率引上げ(50万ドル)	1107
		その他	1466
	タックスギャップ	IRS執行強化による税収増	7000
		<b>合計</b>	<b>17385</b>

(出所) ホワイトハウス「ファクトシート」及び規模は、Moody's Analytics データに基づき作成

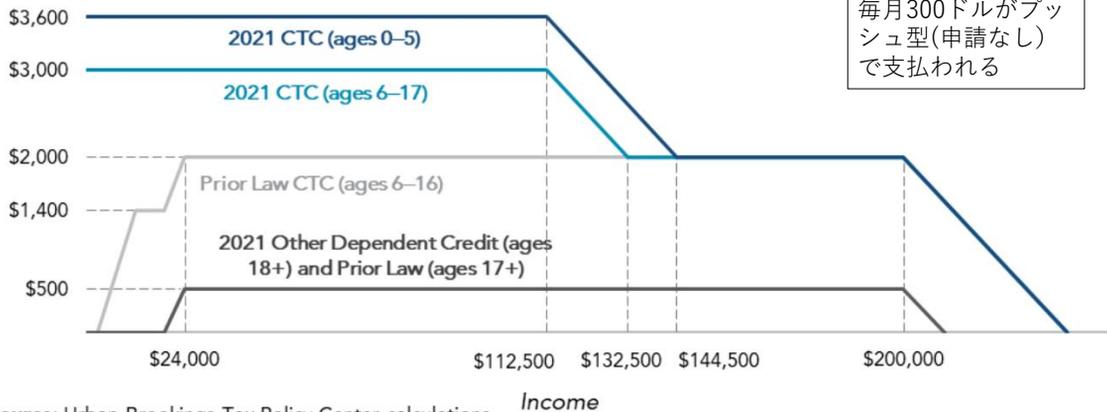
FIGURE 1

バイデン大統領の児童税額控除



# American Rescue Plan Act Expands 2021 Child Tax Credit

Credit



Source: Urban-Brookings Tax Policy Center calculations.

Income

**Note:** CTC = Child Tax Credit. Proposal makes credit fully refundable; prior law limited the refundable portion to \$1,400. Illustration assumes all income comes from earnings, taxpayer is head of household, and child meets all tests to be a CTC-qualifying dependent. Credit for married couples begins first phase out at \$150,000 of income until credit reaches pre-2021 level; begins second phase out at \$400,000 of income. Under prior law, credit for other dependents applied to dependents ages 17 and up.

## "Childless" EITC Amount by Income for 2021

バイデン大統領の勤労税額控除

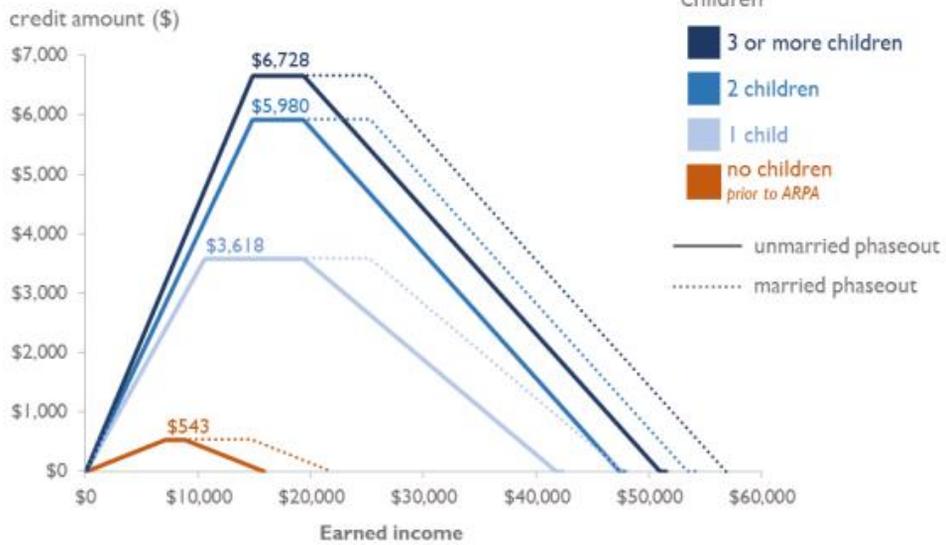
Prior Law and American Rescue Plan Act of 2021 (ARPA; P.L. 117-2)

credit amount (\$)



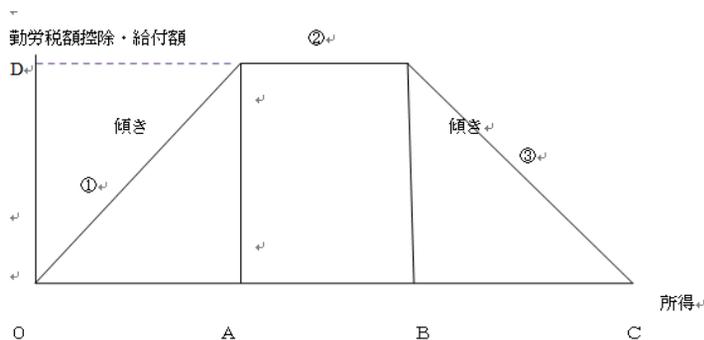
Source: CRS calculations based on IRC §32, IRS Revenue Procedure 20-45, and P.L. 117-2.

EITC Amount by Income for 2021



Source: CRS calculations based on IRC §32 and IRS Revenue Procedure 20-45.

給付付き税額控除とは



- ①は、通増(phase-in)段階と呼ばれ、稼得所得が増加するにつれて控除額も増加する
- ②は、定額(flat)段階で、所得が増加しても控除額が一定(最高限度)である
- ③は、通減(phase-out)段階と呼ばれ、所得の増加に伴い控除額が減額される

低所得の段階に、減税・給付を行うことにより、勤労インセンティブを強化させる制度で、いわゆるポバティートラップを防止する。

## 給付付き税額控除の4類型

**第1類型—勤労税額控除(EITC)。**ブレア、クリントンのワークフェア思想。とりわけニューレーバーのトランポリン型社会保障。勤労により自助努力で生活能力を高めていくことを支援する。オバマのMWP税額控除。英国・ドイツでは差額分をすべて「給付」に。

**第2類型—児童税額控除(CTC)。**世帯人数に応じ税額控除。母子家庭の貧困対策・子育て支援による少子化対策に有効。米国・英国など(中所得まで給付)

**第3類型—社会保険料負担軽減税額控除。**低所得層の税負担・社会保険料負担を緩和。還付・給付はなし。オランダ(韓国も思想的にはこの類型)

**第4類型—消費税逆進性対策税額控除。**消費税率引き上げによる逆進性の緩和策として導入。基礎的生活費の消費税率分を所得税額から控除・還付。カナダ、ニュージーランド

9

9

## ベーシックインカム(BI)とは異なる

BIは

- 1、国家が、無条件に(勤労や所得・資産の多寡にかかわらず)
- 2、すべての国民を対象に
- 3、最低限の生活を保障するため
- 4、定期的・安定的で予測可能性のある形で、現金給付(バウチャーや現物給付ではないこと)を行う。

給付付き税額控除は

- 1、所得制限がある
- 2、勤労税額控除は、勤労が条件
- 3、米国では税務申告による減税・還付、欧州では申請による給付

10

## BIの背景

- 歴史的には、普遍主義を主張する左派勢力の「経済的な安定がもたらす人間らしさを現す方。生活保護制度の文化や資本力調査(ミーンズテスト)はステイグマ(低い捕捉率)をこらえ方。生活保護制度の文化や資本力調査(ミーンズテスト)はステイグマ(低い捕捉率)をこらえ方。
- その後の制度の得効率的。小規模な政府を現してよと、このBIの導入に現政府が力を入れている。その後の制度の得効率的。小規模な政府を現してよと、このBIの導入に現政府が力を入れている。
- 最近ではAIの発達という要因が加わり、テスラCEOのイーロン・マスク氏やフェイスブック創業者のザッカーバーグ氏などシリコンバレーの起業家などが一斉にBIを主張。
- その理由は、AIの普及は飛躍的な生産性の向上をもたらし、半面、上述のように低スキルの労働者や知的労働者を代替する中で、雇用の停滞や賃金の停滞、失業率の上昇、経済的価値の低下、消費の減少、購買力の低下、貧困問題への対処、小さな国家づくり、AIの継続的な発展という3つの要因。導入の是非を問う国民投票議論や社会的実験が行われるなど世界的に議論が盛り上がりつつある。

11

## わが国における議論の経緯

- 給付付き税額控除(税と社会保障を結び付けて国民のセーフティーネットを構築する)の議論が最初に行われたのは麻生政権時。
- 07年11月の税制調査会答申「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」には「給付付き税額控除の議論について」以下の記述がある。
- 「近年、アメリカ、カナダ等の諸外国では、給付と組み合わせられた税額控除制度が導入されているが、我が国でもこうした制度の導入を検討してはどうかという議論がある。…若年層を中心とした低所得者支援、子育て支援、就労支援、消費税の逆進性対応といった様々な視点から主張されている。…国民の安心を支えるため…議論を行っていくことには意義がある」としつつ、課題として「正確な所得の捕捉方法」を上げ、今後「議論が進められていく必要がある」。
- 09年の所得税改正法附則 第104条に、給付付き税額控除の検討が書きこまれた。
- 直後に民主党に政権交代、「政権交代マニフェスト」に給付付き税額控除の導入を明記。
- 社会保障・税一体改革法に、消費税の逆進性対策として明記。
- 課題は「正確な所得の把握」、2016年に番号が導入され条件は整った。
- 今回番号法を手直しし、緊急的な給付については、番号の活用が可能になる法律改正をして、デジタル社会におけるセーフティーネットの構築を行う必要がある。

⇒この間東京財団政策研究所は、累次の提言を行った。

2008年4月「税と社会保障の一体改革の研究—給付付き税額控除の導入」

2017年11月「ICTの7活用と税・社会保障改革」

2019年9月「働き方改革と税・社会保障のあり方」

12

# マイナンバー法（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律）の改正

- ・法律の成立により
  - 1) 公的給付支給等口座の登録
  - 2) 行政機関等への口座情報の提供
  - 3) 特定公的給付（経済事情の急激な変動による影響を緩和するための支給）について、迅速かつ確実な実施のためマイナンバーを利用し管理すること

が可能になった。

・住民税非課税世帯への子育て支援として1人当たり5万円の給付は、「申請手続きをしなくてもマイナンバーを活用して給付が可能になる」（平井大臣）。わが国でもプッシュ型給付が始まる。

